

※保育所(園)は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

※感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所(園)生活が可能状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

<医師用>

意 見 書	
_____保育所(園)長殿	児童氏名 _____ 生年月日 _____
病 名 _____ 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。 年 月 日	
医療機関 _____	
医 師 名 _____ 印 (またはサイン)	

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感 染 症 名	感 染 し や す い 期 間	登 園 の め や す
麻 し ん (はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風 し ん (三日はしか)	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水 痘 (水ぼうそう)	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結 核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百 日 咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで。	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

出典：厚生労働省 2012 年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」より

那覇市こどもみらい部 こどもみらい課 Tel:861-6903

(H25.01)改定